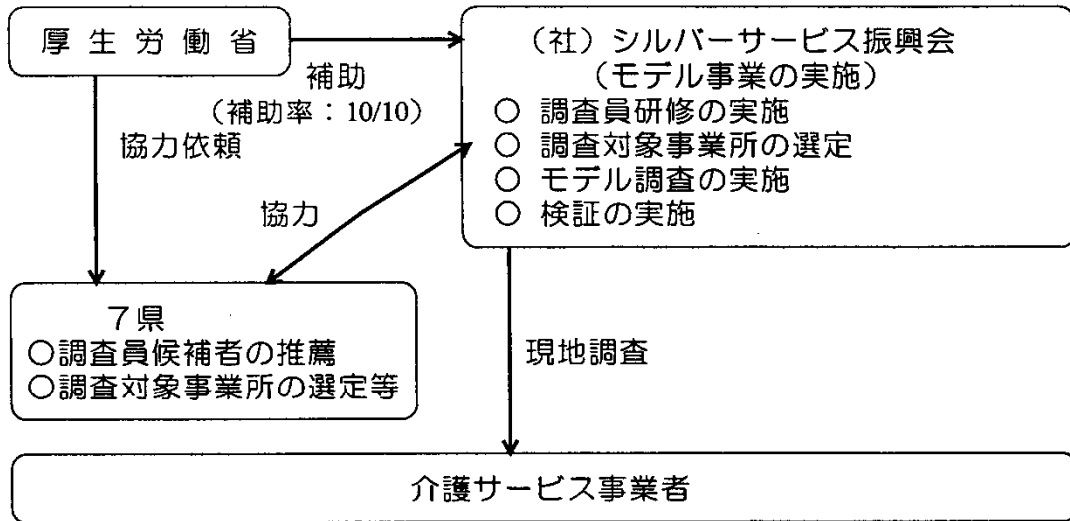


平成16年度 介護サービスの情報開示の標準化モデル事業 年間スケジュール

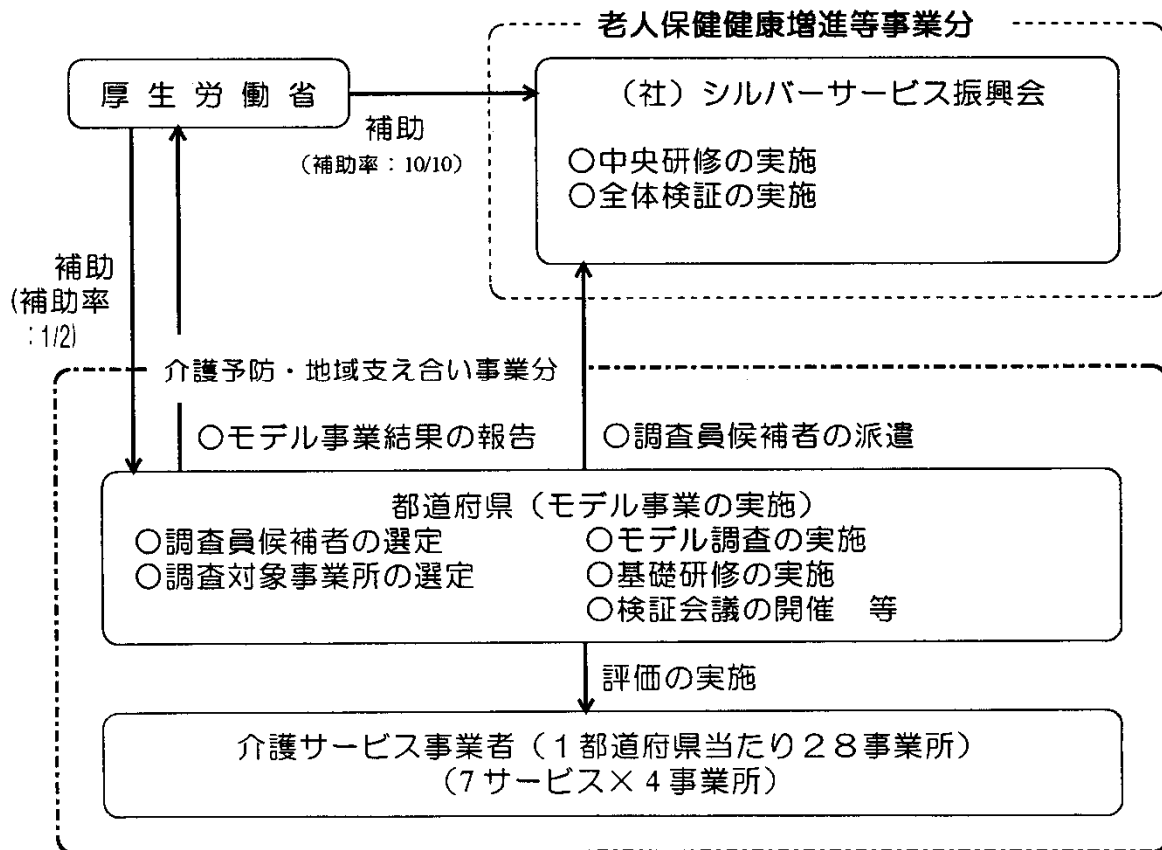
		平成16年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成17年 1月	2月	3月
都道府県担当者会議 (厚生労働省) (振興会)		● 18日										
1次調査員養成	選定 (98名)	←→										
	中央研修 (調査員98名) (都道府県14名)		28日 ↔ 30日									
1次協力事業所選定 (98事業所)		←→										
1次モデル調査	事前説明会 (7県)			←→								
	実地調査 (7県、98事業所)			←→								
	検証会議 (7県)				←→							
1次モデル結果集積・検証・改善 (振興会)					←→							
2次調査員養成	選定 (1222名)			←→								
	基礎研修 (47都道府県・各13名)				←→							
	中央研修 (調査員1222名) (都道府県94名)					←→						
2次協力事業所選定 (1222事業所)				←→								
2次モデル調査	事前説明会 (47都道府県)							←→				
	実地調査 (1222事業所)							←→				
	検証会議 (47都道府県)								←→			
2次モデル結果集積・検証・改善 (振興会)										←→		

情報開示の標準化モデル事業イメージ

1次モデル事業（プレ調査）



都道府県モデル（2次）事業



情報開示の標準化都道府県（2次）モデル事業の概要

今年度の標記モデル事業は以下のとおり進めることとしている。

スケジュール項目	概要説明	留意点
（モデル事業の目的）	<p>モデル事業は主に次の点について確認することを目的として実施することとしている。</p> <p>①事業所調査の実施方法の確認 ②事業所開示項目の妥当性の確認 ③調査員の資格要件及び研修カリキュラムの確認</p>	
1. 調査員の人選	<p>1. 人選基準等 実施要綱（別添）の通り 2. 調査員の人数 同上 3. 人選の時期 8月末を目途 →振興会が住所・氏名等を確認 4. 振興会より研修日程（時期、宿泊場所の手配等含む）を通知</p>	調査員は今回のモデル事業の調査のみを実施
2. 調査対象事業所の選定	<p>1. 選定基準 実施要綱の通り 2. 調査対象事業所数 同上 3. 選定の時期 8月末を目途 →振興会が事業所について確認</p>	
3. 調査員研修の実施方法	<p>1. 日程 9月～11月 2. 場所 未定（都内とする予定） 3. 対象者 調査員予定者 4. 実施方法</p> <p>①基礎研修（介護保険制度・サービス説明等） →1日弱程度 各県で実施</p> <p>事前研修のため、中央研修が行われる前までに実施。</p> <p>介護保険制度全体の概要を把握していただくためのもの。十分知識を有すると認められる者については、実施の必要なし。</p>	<p>詳細は後日振興会より通知</p> <p>別添カリキュラム参照</p>

スケジュール項目	概要説明	留意点
	<p>②中央研修 → 2泊3日 振興会主催 各サービスごとに各1回実施（但し、訪問介護と訪問入浴介護は同時に実施）。</p> <p>a) 訪問介護・訪問入浴介護 b) 福祉用具貸与 c) 通所介護 d) 特定施設入所者生活介護 e) 介護老人福祉施設 f) 介護老人保健施設</p> <p>中央研修の講師は委員会委員等が分担。但し、「調査実務の理解」については1次モデル事業の調査員に依頼する予定。</p> <p>依頼する講義の内容は、1次モデルの実例を基に振興会が用意した教材を用いて、自らの経験に基づいた実務の説明を中心に実施していただく予定。</p> <p>実際の人選は日程の都合等を考慮し、振興会より個別に相談。</p>	
4. 調査方法	<p>1. 時期 12月頃 2. 体制 2人1組 3. 日程 概ね調査2日間及び事後の帳票整理1日間 4. 実施主体 各都道府県 5. 実施に当たっての大まかな流れ</p> <p>①各県ごとの事前説明会の開催 → 各事業所からの事前提出資料を各調査員へ渡し、事前確認を依頼。併せて県より具体的な事業実施計画を説明。 1～2日 各県で実施</p> <p>②実地調査 → 調査員は帳票整理後、県へ報告。 県は帳票の写を全ての事業所についてとりまとめの上、厚労省へ送付。</p>	

スケジュール項目	概要説明	留意点
5. 検証の実施方法	<p>1. 各県ごとに検証会議を開催 参加者は、調査員、県関係者等。 サービスごとに意見を集約する。意見集約の形式については、別途連絡予定。 開催は1月頃。 検証会議はいわゆる検討委員会的なものではなく、実務面の問題点を整理するためのもの。必ずしも改善に向けた具体的な提案を求めるものではないことに留意。したがって開催回数も1～2回を想定。</p> <p>2. 報告書の提出 意見集約した報告書を作成し、1月中を目途に国に提出する。</p>	

介護サービスの情報開示の標準化都道府県モデル事業実施要綱（案）

1 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容の検証を行う他、調査員の資格要件、研修カリキュラムの確認及び実施体制に係る課題等の検証を行うことを目的とするものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。

但し、事業の一部を適切に実施できると認められる団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) モデル調査の実施

都道府県は、下記によりモデル調査を実施する。

ア 対象サービス

調査対象のサービスは、下記の7サービスとする。

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具貸与
- ④通所介護
- ⑤特定施設入所者生活介護（有料老人ホームで実施されているものに限る。）
- ⑥介護老人福祉施設
- ⑦介護老人保健施設

イ 実施箇所数

対象サービス毎に4箇所

ウ 調査対象事業所の選定

具体的な調査対象事業所は、別紙調査対象事業所選定基準により選定し、事業所

の同意を得て決定するものとする。

エ 実施方法

(7) 各サービス毎の調査体制

1 事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施するものとする。

調査員の組み合わせは、原則として任意とするが、一つの組み合わせにより調査する事業所は1事業所のみとすること。また、別紙の調査対象事業所選定基準3及び4の者の組み合わせによる訪問調査も行うこと。

(i) 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね2日間とする。

オ 調査様式

別に定める対象サービス毎の調査様式により実施するものとする。

カ 調査方法

訪問調査は、調査員養成のための基礎研修と（社）シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）が実施する中央研修とを終了した者が行うものとする。

キ その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告すること。

(2) 基礎研修の実施

都道府県は、別紙に定める基準に基づき選定した調査員候補者に対して、別添に定めるところにより介護保険制度に関する基礎研修を実施する。

(3) 中央研修会への派遣

都道府県は、調査員予定者を選定し、中央研修会へ派遣するものとする。なお、派遣費用は都道府県の負担とする。

(4) 都道府県検証会議の開催

ア 内容

調査結果及び課題を集約・整理し、事業の実施体制、評価基準、調査員要件等の検証を実施するものとする。

イ 構成

都道府県職員、事業受託団体職員、調査員等で構成するものとする。

ウ 報告書の作成

報告書を作成し、厚生労働省へ提出する。

5 実施上の留意点

- (1) 調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表は行わない。
- (2) 調査対象事業所から調査費用は徴収しない。
- (3) 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

サービス	調査員選定基準	調査対象事業所選定基準
訪問介護及び 訪問入浴介護	<p>訪問介護及び訪問入浴介護を併せて6人とし、次の1から4までに該当する者を原則として各1人以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1年以上の実務経験を有する介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。) 2. 訪問介護サービス又は訪問介護事業所の運営に関して十分知識を有すると認められる者並びに訪問入浴介護サービス又は訪問入浴介護事業所の運営に関して十分知識を有すると認められる者 3. 民生委員、介護相談員、NPO等のオンブズマン活動に参加している者、痴呆性高齢者グループホームの外部評価の評価調査員、地方自治体の第三者評価の評価員等であって、本事業の調査に従事する適性があると認められる者(以下「評価員等」という。) 4. 上記以外の者 	<p>訪問介護事業所及び訪問入浴介護事業所を併せて6箇所とし、次の経営主体の中から、原則として各1箇所以上(経営主体の形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・医療法人 ・営利法人 ・特定非営利活動法人 ・その他 <p>(注)事業所の規模についても、都道府県の実情に応じて幅が出るよう配慮して選定すること</p>
福祉用具貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護支援専門員 1人 2. 福祉用具貸与サービス又は福祉用具貸与事業所の運営に関して十分知識を有すると認められる者 1人 3. 評価員等 1人 4. 上記以外の者 1人 	<p>次のような事業運営形態別に、原則として各2箇所(運営形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管、消毒、貸与等事業運営の全てを当該事業所で実施 ・保管、消毒等事業運営の一部を外部委託して実施

サービス	調査員選定基準	調査対象事業所選定基準
通所介護	1. 介護支援専門員 1人 2. 通所介護サービス又は通所介護事業所の運営に関して十分知識を有すると認められる者 1人 3. 評価員等 1人 4. 上記以外の者 2人	4箇所とし、次の経営主体の中から原則として各1箇所 (経営主体の形態) ・社会福祉法人 ・医療法人 ・営利法人 ・特定非営利活動法人 ・その他 (注) 施設併設型又は単独型等の事業運営形態についても、都道府県の実状情に応じて選定すること
特定施設 入所者生活介護	1. 介護支援専門員 1人 2. 特定施設入所者生活介護サービス又は有料老人ホームの運営に関して十分知識を有すると認められる者 1人 3. 評価員等 1人 4. 上記以外の者 2人	経営主体の形態、運営の形態(入居一時金の有無、入居要件(要支援、要介護限定の別)、規模の大小等)が偏らないように配慮すること

サービス	調査員選定基準	調査対象事業所選定基準
介護老人福祉施設	1. 介護支援専門員 1人 2. 介護福祉施設サービス又は介護老人福祉施設の運営に関して十分知識を有すると認められる者 1人 3. 評価員等 1人 4. 上記以外の者 1人	規模や設立時期に幅が出るよう選定すること (注) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設が含まれることが望ましい
介護老人保健施設	1. 介護支援専門員 1人 2. 介護保健施設サービス又は介護老人保健施設の運営に関して十分知識を有すると認められる者 1人 3. 評価員等 1人 4. 上記以外の者 1人	1. 社会福祉法人設立の事業所 2箇所 2. 医療法人設立の事業所 2箇所

別添

介護サービスの情報開示の標準化2次モデル
事業調査員の基礎研修について

1 目的

介護サービスの情報開示の標準化の調査員が、介護保険制度に関する基礎的な知識を修得することを目的とする研修を実施する。

2 実施主体

研修の実施主体は都道府県とする。なお、都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

3 研修受講対象者

研修の受講対象者は、社団法人シルバーサービス振興会が実施する中央研修（以下、「中央研修」という。）受講予定者とする。但し、介護保険制度に関する基礎知識を十分に有すると認められる者については基礎研修の受講を免除することとして差し支えない。

4 実施時期

別途連絡する中央研修の実施前に実施するものとする。

5 研修内容及び研修教材

研修内容は、介護保険制度に関する基礎知識及び2次モデル事業の調査対象サービスに関する基礎知識とする。

研修教材は、別途連絡する。

6 講師

研修講師については、次のような者の中から適宜選考するものとする。

- ・都道府県の介護保険担当職員
- ・介護支援専門員の資格を有する者
- ・1次モデル事業における研修を受講した者
- ・その他、介護保険制度や調査対象サービスに関する知識を有する者であつて、都道府県が適当と認める者

7 費用負担

(1) 実施主体の負担

実施主体は、研修の実施に係る経費を負担するものとする。

また、研修受講対象者の交通費及び研修教材費についても、実施主体が負担するものとする。

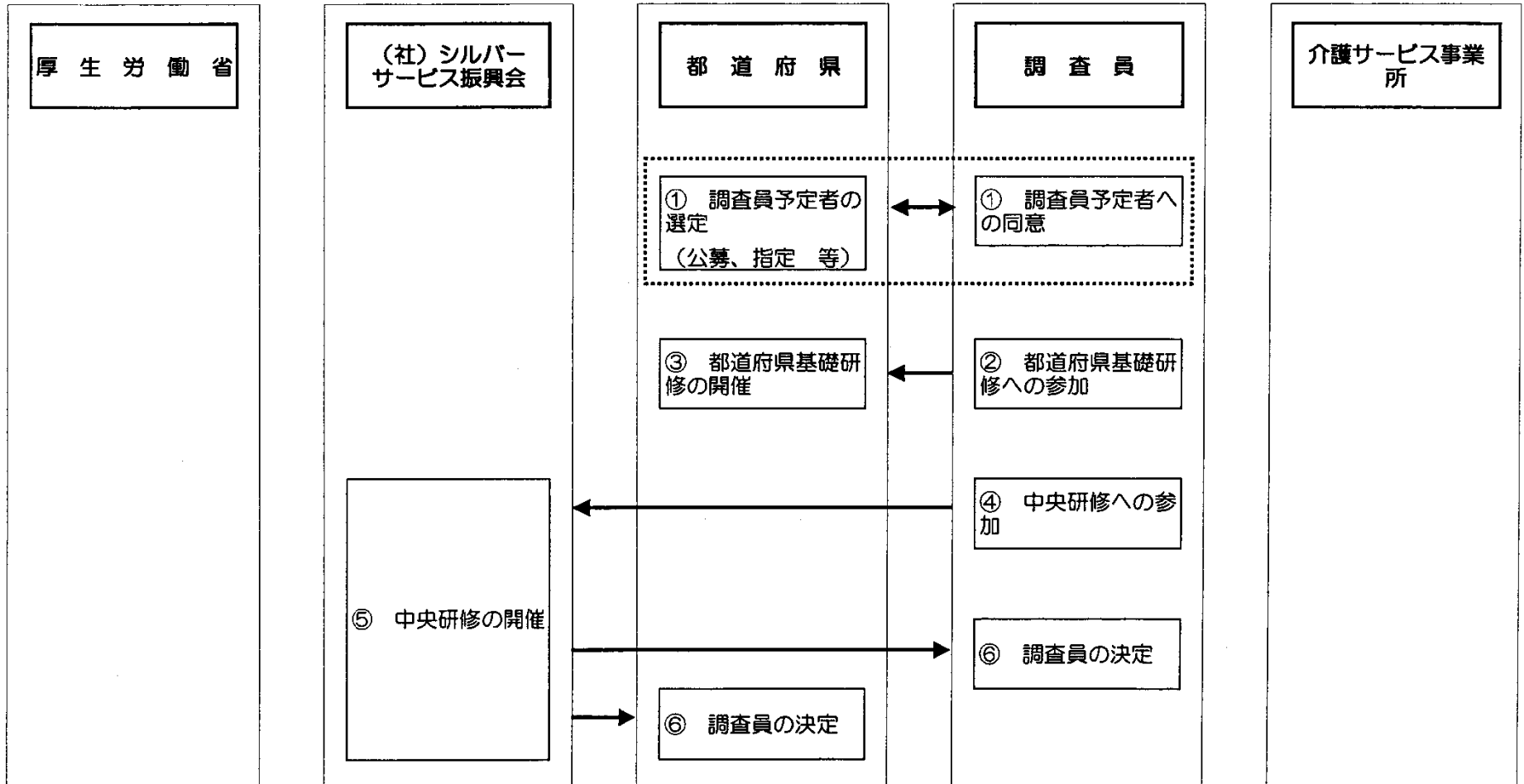
(2) 国は、実施主体に対し、研修の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

8 研修修了者名簿の作成等

実施主体は、研修修了者の名簿を作成するとともに、厚生労働省へ報告するものとする。

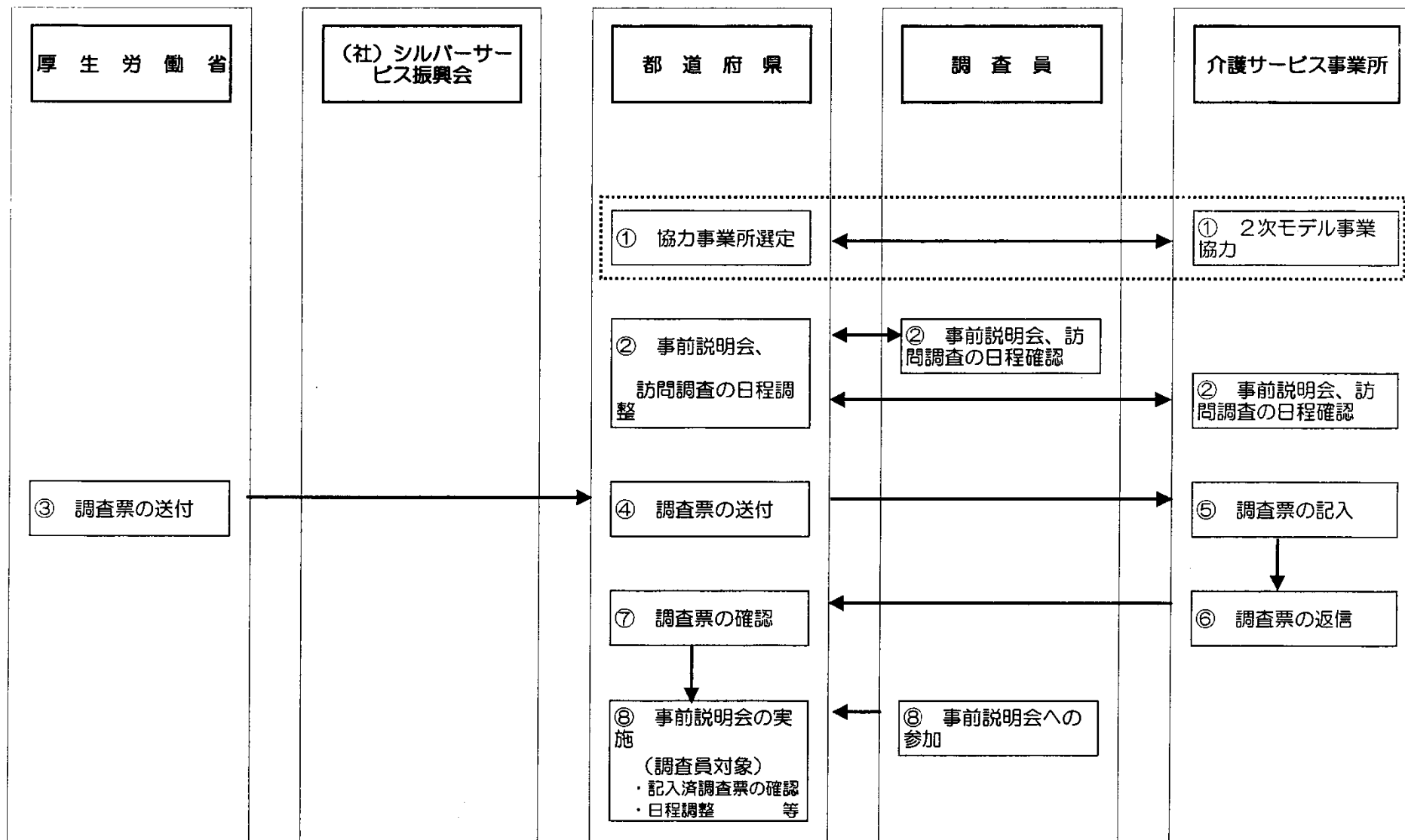
2次モデル事業の実施方法・手順

【調査員養成】



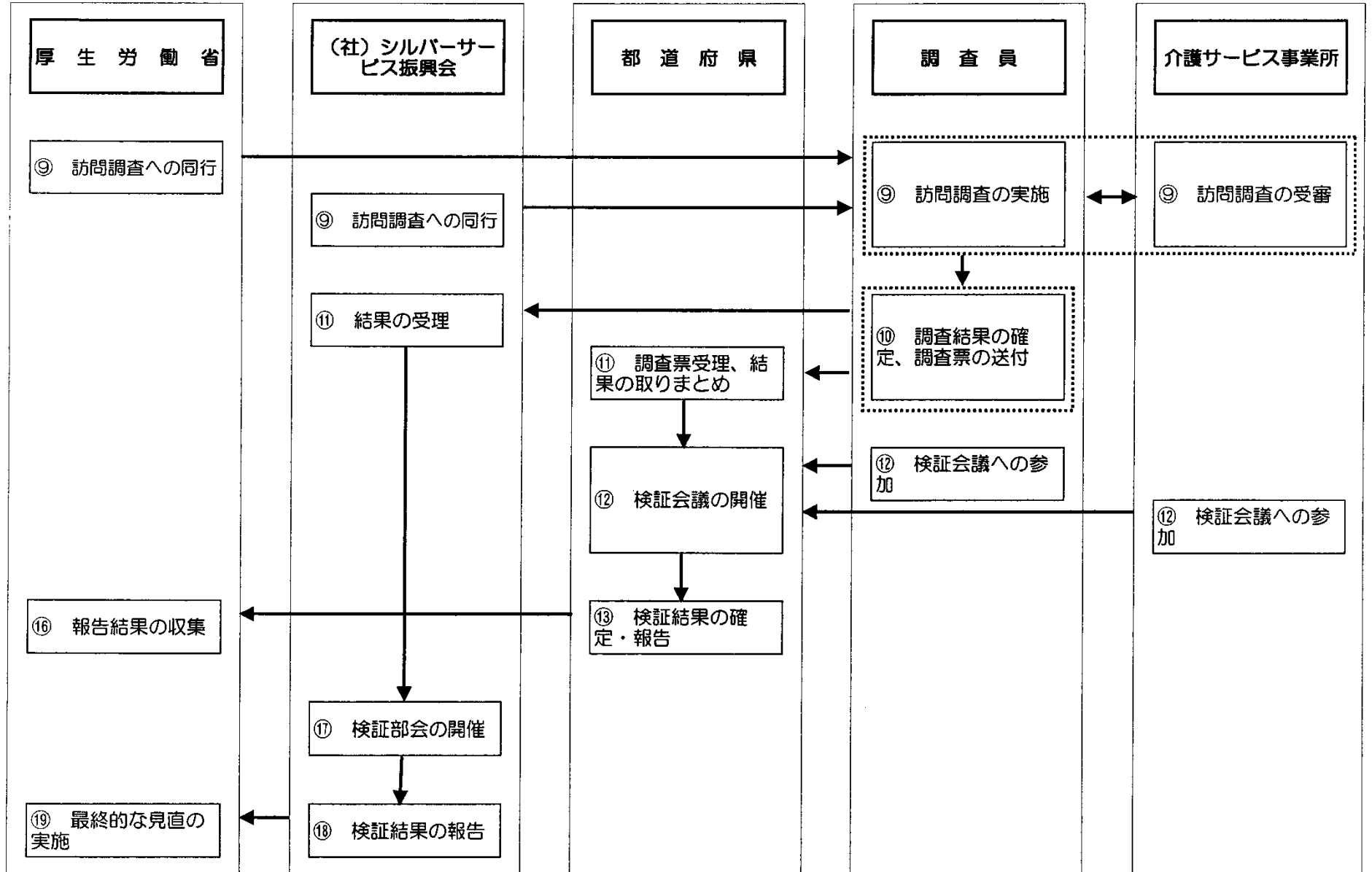
2次モデル事業の実施方法・手順

【モデル調査-1】



2次モデル事業の実施方法・手順

【モデル調査-2】



在宅福祉事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

1 区分	2 細分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 補助率
在宅福 祉事業	介護予 防・地 域支え 合い事 業費	介護予防 ・地域支 え合い事 業費（都 道府県・ 指定都市 事業）	(1 1)介護サービスの情報開示の標 <u>準化モデル事業</u> <u>1か所当たり</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>介護サービスの情報 開示の標準化モデル 事業の実施に必要な 報償費、謝金、賃金、 旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料 及び賃借料</u>	<u>1/2</u>

○平成16年度 「介護サービスの情報開示の標準化モデル事業」協議書 (案)

担当課(室)

担当者名

連絡先電話番号

都道府県名	○ ○ 県	委託先	(財) ○○○○○○			
事業内容	モデル事業の実施					
	調査対象事業所					
	サービス名	事業所名	運営主体	定員(利用者数)	所在市町村名	箇所数
	訪問介護
	
		小計				○箇所
	訪問入浴介護
	
		小計				○箇所
	通所介護
	
		小計				○箇所
	福祉用具貸与
...		
小計				○箇所		
特定施設入所者生活介護	
	
	小計				○箇所	
介護老人福祉施設	
	
	小計				○箇所	
介護老人保健施設	
	
	小計				○箇所	
合計					○箇所	

基礎研修の実施

事業内容

研修対象者

サービス名	基礎研修の実施が必要な者	基礎研修免除者	調査員数
	人数	人数	
訪問介護	〇〇人	〇〇人	
訪問入浴介護			
通所介護			
福祉用具貸与			
特定施設入所者生活介護			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
小計	〇〇人	〇〇人	
合計			〇〇人

基礎研修の実施

研修期間（予定）	研修時間	実施場所	委託先	人数
月 日 ~ 月 日	〇〇時間	〇〇センター	(財) 〇〇	〇〇人
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
実施回数合計	回		研修参加者数	人

中央研修への派遣

区分	基礎研修の実施が必要な者	基礎研修免除者	調査員合計
	人数	人数	
	人	人	人

都道府県検証会議の開催

開催回数	回
検証内容	

参加者構成

区分	人数
都道府県職員	人
事業受託法人職員	人
調査員	人
有識者	人
その他（具体的に）	人
合計	人

介護サービスの情報開示の標準モデル事業支出予定額内訳書

事業費内訳	費用区分	対象経費支出予定額(円)	積算内訳
	1 調査員養成研修参加旅費		
	(1) 基礎研修		
	① 調査員	〇〇〇	〇〇×〇人
	② 職員	〇〇〇	〇〇×〇人
	...		
	(2) 中央研修		
	① 調査員	〇〇〇	〇〇×〇人
	② 職員	〇〇〇	〇〇×〇人
	...		
2 モデル調査事業費			
	(1) 事前説明会経費		
	① 手当	〇〇〇	〇〇×〇時間×〇人
	② 旅費	〇〇〇	〇〇×〇日×〇人
	③ 会場借料	〇〇〇	(△△会館会議室 〇〇〇円×〇時間×〇日)×〇回×1.05
	④ 消耗品費	〇〇〇	
	...		
	(2) 2次モデル事業費		
	① 手当	〇〇〇	〇〇×〇時間×〇人
	② 旅費	〇〇〇	〇〇×〇日×〇人
	③ 消耗品費	〇〇〇	
	...		
	(3) 検証会議費		
	① 手当	〇〇〇	〇〇×〇時間×〇人
	② 旅費	〇〇〇	〇〇×〇日×〇人
	③ 会場借料	〇〇〇	(△△会館会議室 〇〇〇円×〇時間×〇日)×〇回×1.05
	④ 消耗品費	〇〇〇	
	⑤ 報告書作成費	〇〇〇	〇〇×〇〇部×1.1×1.05
	...		
	合計		